

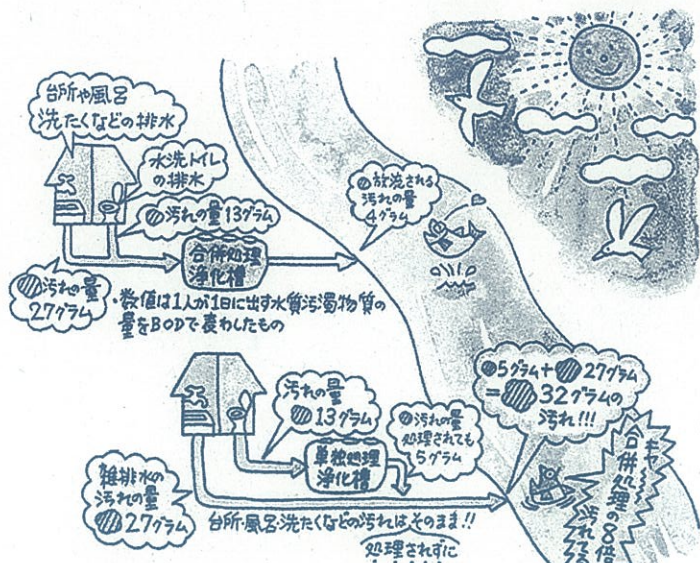
日刊県民福井 掲載記事 平成25年10月24日

点検・清掃 欠かさずに

お使いの浄化槽に、悪臭や騒音などの異常はありませんか。浄化槽は、家庭から排出される汚水をきれいにし、河川や湖沼などの汚染を未然に防ぐ大切な役割を果たしています。

浄化槽には、大きく分けて単独処理型と合併処理型があります。単独処理型はし尿のみを処理し、合併処理型は併せて生活雑排水を処理します。二〇一一年三月末で、県内約6%の方が合併処理型を使用しています。二〇〇〇年の法改正で新たに設置できる浄化槽は原則、合併処理型のみとなり、単独処理型はそのときまでに設置されたものに限られ、特例で使用が認められるようになりました。

いきいきライフ

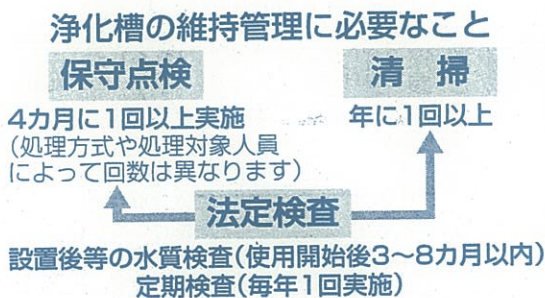


(環境省「浄化槽サイト」より)

浄化槽の管理

では約10%にまで減少し管理が重要です。浄化槽を機器類や運転状況、汚泥のす。それだけ、生活雑排水 使用している方は、法令でが水質汚染に大きく影響す 定められた保守点検・清掃ることが分かります。 法定検査の三つを欠かさずに行う必要があります。 浄化槽の処理性能を十分 保守点検とは、浄化槽のに発揮させるには、日頃の

水質汚染に大きく影響



機器類や運転状況、汚泥のたまり具合などを見たり、消毒剤を補充したりするものです。清掃とは、浄化槽内の汚泥などを取り除いたり、汚れた装置を洗浄したりするものです。いずれも浄化槽の性能維持に重要な作業で、法令で作業内容や浄化槽の型式ごとの作業回数などが定められています。怠りすると、浄化槽から悪臭が発生したり、処理性能の低下などの障害が現れたりするので、近くの保守点検事業者や清掃事業者に作業を依頼しましょう。

本県の法定検査の受検率は、一二年三月末時点で13.6%と、全国的にも低い水準にあります。浄化槽を設置されている方に、順次、指定検査機関から法定検査に関するお知らせを送りしています。保守点検との違いを認識し、必ず受検して浄化槽の状態を把握するようにしましょう。

浄化槽は、汚水をきれいにする装置です。正常に機能して初めて水質汚染の予防に寄与できます。豊かな水環境を後世に残すために、個人が責任をもって管理するように意識しましょう。(県医薬食品・衛生課)